



顧問委嘱契約書

委任者 一般社団法人日本デフバレーボール協会を甲、受任者 行政書士 福本健一を乙として、甲乙間において、下記のとおり顧問契約を締結する。

第1条

甲は乙に対し、乙が甲の顧問として、甲のために次の事項をなすことを委嘱し、乙はこれを受諾した。

記

- 1 甲の法人運営にかかる法的問題等のコンサルティング
- 2 毎年の役員変更にかかる書類作成

二 前項1号の「コンサルティング」とは、電話やメール、FAXによる相談とし、面談は含まない。

三 面談および前項2号以外の書類作成その他の業務についての報酬は別途とし、乙はあらかじめ費用の見積もりを甲に提示し、両者合意の上、業務を進めるものとする。

四 旅費交通費、その他諸経費は実費とする。

第2条

甲は乙に対し、基本顧問報酬として年額7万7760円也(月額6480円換算)および見込まれる諸費用を合わせて、毎年3月31日までに、以下の銀行口座に振り込むことにより支払うものとする。なお、振込み手数料は甲の負担とする。

<u>金融機関名</u>	新生銀行
<u>支店名</u>	津田沼支店
<u>口座種類</u>	普通
<u>口座番号</u>	0322904
<u>口座名義</u>	福本健一(フクモト ケンイチ)

二 前項に規定する顧問料額は、将来経済情勢の変化、委任事務の増加あるいは減少により、不相当となったときは、甲乙協議の上、これを増減することができるものとする。

第3条

乙は甲から相談を受けた事項、その他職務上知り得た事項について、甲の秘密を厳守しなければならない。

二 乙は甲から委任を受けた事項については、法令、行政書士会会則及び行政書士倫理綱領または社会正義に反しない限度において、甲の利益のため誠実に受任事項を処理しなければならない。

第4条

この契約の有効期間は、平成30年4月1日から1年間とし、甲乙いずれか一方から上記期間の満了までに解約の申し入れがない限り、同一条件で更新されるものとする。

二 この契約は、甲または乙において、いつでも解約することができる。
ただし、甲は乙に対し、すでに支払った顧問料の返還を求ることはできない。

第5条

本契約の内容について、追加・削除等の変更の生じた場合、あるいは本契約に定めのない事項及び本契約の解釈について疑義の生じた事項については、甲・乙協議の上、円満な解決を図るものとする。

第6条 前条にもかかわらず、本契約に関して紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

以上、この契約の証として、本書2通作成し、記名捺印の上、各自1通を保有する。

平成30年3月26日

(甲) 東京都大田区西糀谷3丁目18番14号
一般社団法人日本デフバレーボール協会
代表理事 大川 裕二



(乙) 東京都台東区台東4丁目31番7-203号
行政書士マルケン事務所
所長 福本 健一

